

〈表1〉 [条件]

- ・法人の所得（保険金雑収入計上前かつ退職金支給前） 1,000万円
  - ・死亡退職役員の勤続年数 13年
  - ・最終役員報酬月額 100万円
  - ・比較法人の功績倍率 3.0倍
  - ・功労加算金として妥当な額 30%
  - ・保険金 A生命保険 5,000万円  
(保険料支払い時全額期間費用処理)
  - ・保険金 B生命保険 5,000万円  
(保険料支払い時全額期間費用処理)
- (弔慰金として、業務上の死亡の場合は給与の36ヵ月分、業務上の死亡でない場合は給与の6ヵ月分の支給が認められるが、本事例では省略)

〔役員退職給与適正額〕

5,070万円 (100万円×13年×3.0倍×130%)

ゆえに支払予定退職金を5,000万円とした場合

法人所得（保険金入金前かつ退職金支給前） 1,000万円  
 増加する所得金額（受取保険金） +10,000万円  
 減少する所得金額（退職金） ▲5,000万円  
 加減後の所得金額 6,000万円  
 ※その結果、受取保険金と支払退職金との差額  
 5,000万円が課税所得の増加となる。

れる部分に対する税負担が社外流出することとなり、結果として運転資金が半減してしまうこととなります。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

その保険の契約時等において、たとえばA・B二つの契約のうち、B契約について「死亡保険金の年金支払特約を付帯（たとえば五年期間）」することにより、A契約は五〇〇〇万円、B契約は一〇〇〇万円（五〇〇〇万円×一／五）ずつ五年間で支払いを受けることとなり、保険金の雑収入計上を表2の形とすることも可能となります〔平成十五年十二月十五日に国税庁から生命保険協会あての事務連絡〕。

これにより結果的に税負担の軽減が図れることとなるので、「年金支払特約」が保険契約時

に付保できる保険契約については、契約時に留意する事項の一つと言えます。既存契約についても、死亡事故発生前であれば、「年金支払特約」付加が可能な保険会社もあるようですので、既存契約の見直しも確認事項の一つだと思います（もともと、「年金支払特約」をつけない保険もありますので、保険会社にお問い合わせください）。

〈表2〉

			1年目 (死亡した年度)	2年目	3年目	4年目	5年目
1	雑収入となる保険金	A契約	5,000万円	—	—	—	—
		B契約	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
2	死亡退職金		▲5,000万円	—	—	—	—
3	課税される保険金 (1-2)		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

歯列矯正のための費用



小学2年生の長男は、歯並びが悪く、このまま放置しておく健全な成長に支障がきたす可能性があるため、歯列矯正の治療を受けました。その治療費として50万円を支払いましたが、この治療費は私の所得税の確定申告で医療費控除の対象として差し支えないのでしょうか？



歯列矯正の治療に要する費用は、成人になってから特に健康上の理由もなく美容整形を目的として行う場合は医療費控除の対象とされません。しかし、通常、乳歯から永久歯に生え替わる成長期において、歯のかみ合わせを正常化するために行われる歯列矯正は、身体の構造または機能の欠陥を是正するものと考えられます。

したがって、ご質問の歯列矯正のための費用は正に歯科医師に対する治療の対価といえますので、医療費控除の対象として差し支えありません。

《貸付利率の改定》  
◎教育資金貸付

(入学金などの教育資金対象)

- ・平成20年2/12より
- ・年2.2% (現在2.5%)  
に改定されます。

取扱金融機関

国民生活金融公庫

TEL 0742-23-8041

ホームページアドレス

<http://www.kokukin.go.jp/>